

令和8年度集团指導

認知症対応型共同生活介護 編

研修内容(目次)

- 1 基本方針について
- 2 各基準における留意事項について
 - 2-1 人員基準について
 - 2-2 設備基準について
 - 2-3 運営基準について
- 3 運営指導時によくある指摘事項

1. 基本方針について

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、**要介護者であって認知症であるもの**について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(基準第89条)

認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを目指すものである。指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるものは、共同生活住居において共同生活を送ることに支障があると考えられることから、指定認知症対応型共同生活介護の対象とはならないものである。

(介護保険法第8条第20項、基準89条解釈通知)

2. 各基準における留意基準について

2-1 人員基準について

認知症対応型共同生活介護を行うためには以下の人員基準を満たす必要がある。

①介護従業者(基準90条第1項～第3項)

(1) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯の介護事業者の配置

事業所を構成する共同生活住居ごとに、認知症対応型共同生活介護の提供に当たる**介護従事者を常勤換算方法**で当該共同生活住居の利用者の数が**3又はその端数を増すごとに1以上**とする

(2) 夜間及び深夜の時間帯の介護事業者の配置

夜間及び深夜の時間を通じて**1以上の介護従業者**に夜間及び深夜に勤務を行わせるために必要な数以上の配置（宿直勤務者は除くこと）

※介護従業者のうち1以上の者は常勤であること

2. 各基準における留意基準について

2-1 人員基準について

※留意点

・介護事業者配置の例

条件：共同生活住居（ユニット）数は1 利用者：9人 勤務時間（常勤）：8時間

日勤：午前6時～午後21時、夜勤：午後21時～午前6時の場合

・日勤に必要な人数

常勤換算方法で利用者3人につき1人のため3人（9人÷3人）の常勤職員が勤務する必要がある

つまり、日中の15時間（6：00～21：00）の間に8時間×3人＝延べ24時間のサービスが

提供されていることが必要

・夜勤に必要な人数

介護従業者が1人以上

※例外として以下の条件を全て満たす事業所は夜勤職員を2名以上とすることができる。

- ①事業所の有する共同生活住居の数が3であり、そのすべてが同一階に隣接していること
- ②介護事業者が円滑に利用者の状況把握を行い速やかな対応ができる構造であること
- ③夜間勤務のマニュアル策定や避難訓練の実施等により利用者の安全が確認されていると認められる場合



2. 各基準における留意基準について

2-1 人員基準について

② 計画作成担当者（基準第90条第5項～第8項）

（1） 1事業所ごとに1人以上配置

※利用者の処遇に支障がなければ他の職務（含管理者）に従事させてもよい

（2） 計画作成担当者に求められる条件

1. 介護支援専門員であること

※2人以上の計画作成担当者を置く場合は1人以上が介護支援専門員であればよい

（介護支援専門員をもつ方が他の計画作成担当者の業務を監督すること）

※併設する指定（看護）小規模多機能型居宅介護支援事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、配置しないことも可。

2. 厚生労働大臣が定める研修を修了していること

地域密着研修通知2の（1）の②「実践者研修」または「基礎研修」

2. 各基準における留意基準について

・ 2-1人員基準について

③管理者（基準第9 1条）

（1）共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置

※以下の場合では事業所の管理業務に支障がないときは職務を兼ねることが出来る

1.当該施設の介護従事者としての職務に従事する場合

2.同一事業者により設置された他事業所・施設等の管理者又は従業者として職務に従事している場合であって、兼務対象業務に従事している時間帯においても、管理者として利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障がない場合

→**緊急時に管理者が速やかに事務所に駆けつける等の対応が可能なが必須**

（2）管理者に求められる条件

1.特別養護老人ホーム等にて職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有するものであること

2.研修を修了していること

※地域密着型研修通知1の（1）「認知症対応型サービス事業管理者研修」

2. 各基準における留意基準について

2-1 人員基準について

④ 代表者（基準第92条）

代表者に求められる条件

1. 特別養護老人ホーム等にて職員もしくは訪問介護員等として従事した経験を持つ又は、保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験があること

※ここでいう経験とは、直接的にかかわった経験があればよく、一律の経験年数の誓約等はありません。

個々のケースごとに判断されます。

2. 研修を修了していること

地域密着型研修通知3の（1）「認知症対応型サービス事業開設者研修」

※例外として、代表者交代時に研修が開催されておらず、研修が修了していない場合は、

交代の半年後、若しくは次回の研修日の早い日までに修了することで差支えない。

2. 各基準における留意基準について

2-2 設備基準について

指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下とする。

(基準第93条)

※共同生活住居の入居定員は5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることが必要です。

【事業所に必要な設備】

(1) 居室

- ・1つの居室の定員は1人とし、**1つあたりの最低面積は7.43㎡以上**としなければならない。

※利用者の処遇上必要であると認められるときは、2人とすることができるが、十分な面積を確保すること。

(2) 居間、食堂及び台所

- ・同一の場所とすることができるが、同一の室内であってもそれぞれの機能が独立していること。
- ・利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保すること。
- ・1つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、それぞれ共同生活住居ごとに専用の設備であること

※併設の事業所において行われる他のサービス利用者がこれらの設備を共用することも原則不可。

(3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

- ・消防法その他法令等に規定された設備を確実に設置すること

※**スプリンクラーの設置は原則として義務**づけられている

2. 各基準における留意基準について

2-3 運営基準について

1.内容及び手続の説明及び同意

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、**第102条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明**を行い、当該提供の開始について利用申込者の**同意**を得なければならない。

(基準第108条(第3条の7準用))

2. 各基準における留意基準について

2-3 運営基準について

1.内容及び手続の説明及び同意

基準上、サービスの利用に際しては、あらかじめ、下記の事項を説明する必要があります。

1. **基準第102条に規定する重要事項に関する規定の概要**

運営規定に規定する重要事項

- ①事業の目的及び運営方針
- ②従業者の職種・員数及び職務内容
- ③利用定員
- ④指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤入居に当たっての留意事項
- ⑥非常災害対策
- ⑦虐待防止のための措置に関する事項
- ⑧その他運営に関する重要事項

2. **介護従業者の勤務体制**

3. **事故発生時の対応**

4. **苦情処理の体制**

5. **提供するサービスの第三者評価の実施状況**

2. 各基準における留意基準について

2. 受給資格等の確認

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(基準第108条(基準第3条の10準用))



指定認知症対応型共同生活介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られることを踏まえ、サービスの利用開始に伴い、被保険者証によって、**要介護認定の有無及び有効期間**を確かめること。

※被保険者証の**住所欄**は特に確認が必要

(地域密着型サービスの利用は飯塚市に住民票があることが前提のため)

その他保険給付を受けるために必要な事項(**利用者の介護度・認定期間・保険者名等**)も欠かさず確認すること。

※8月1日付で更新される「**負担割合証**」についても法定代理受領サービスとして、提供される指定認知症対応型共同生活介護についての利用者負担の根拠となるので**毎年の確認**を忘れずに行うこと。

2. 各基準における留意基準について

3. 要介護認定の申請に係る援助

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(基準第108条(第3条の11準用))



2. 各基準における留意基準について

4. 入退去

指定認知症対応型共同生活介護は、要介護であって認知症であるもののうち、**少人数による共同生活を営むことに支障がない者**に提供するものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、**主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認**をしなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申し込み者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(基準第94条)

2. 各基準における留意基準について

5. サービス提供の記録

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(基準第95条)

※留意事項

①基準第95条第1項について

指定認知症対応型共同生活介護事業の提供を受けている者は、居宅療養管理指導以外の居宅サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができない。

→そのため、他の居宅サービス事業者等が、利用者が指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けていることが確認できる被保険者証への記載が必要となる

②基準第95条第2項について

具体的なサービスの内容の記録は、サービスの提供にかかる保険給付支払いの日から**5年間**保存しておくことが必要です。（※飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例）



2. 各基準における留意基準について

6. 利用料等の受領

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払をうけるものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 食材料費
- 二 理美容代
- 三 おむつ代

四 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当とみとめられるもの。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

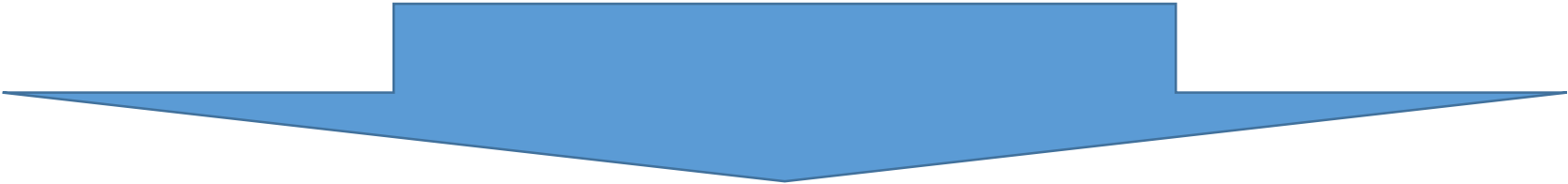
(基準第96条)

2. 各基準における留意基準について

7. 保険給付の請求のための証明書の交付

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と求められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(基準第108条(第3条の20準用))



当該規定は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるようにするため、事業者が、法定代理受領サービスでない認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合に、提供したサービスの内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で、必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し、交付する必要があります。



2. 各基準における留意基準について

8. 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針

指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行わなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(基準第97条)

※第2項について

利用者が共同生活を送るうえで自らの役割を持つことにより、

①達成感・満足感を得、②自信を回復するなどの効果が期待され、

利用者にとって当該共同生活住居が自らの生活の場であると実感できるよう必要な援助を行うこと。

※第4項について

ここでいうサービス提供方法は、認知症対応型共同生活介護計画の目標・内容・行事・日課等も含む。



2. 各基準における留意基準について

8. 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない**理由を記録しなければならない**。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を**3月に1回以上**開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。(テレビ電話装置等の活用可)
 - 二 身体的拘束等の適正化のための**指針を整備すること**
 - 三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための**研修を定期的に実施すること**。
- 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- 一 外部の者による評価
 - 二 第108条において準用する第34条第1項に規定する運営推進会議における評価

(基準第97条)

2. 各基準における留意基準について

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について



- ・構成メンバー：管理者及び従業者（左記の他、第三者や専門家の活用が望ましい）
- ・身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであるため、次のようなことを委員会で行うことを想定している。
 - イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
 - ロ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について、報告すること。
 - ハ 身体的拘束等適正化検討委員会において、報告された事例を集計し分析すること。
 - ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
 - ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
 - ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

※ 先のとおり事務所全体の情報共有と再発防止が目的であり、**従業者の懲罰が目的ではない**ことは十分留意すること。

②身体的拘束等の適正化のための指針について



以下のような指針を整備すること

- イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

2. 各基準における留意基準について



③身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修

- ・研修内容：身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき、適正化の徹底を行うもの。

※指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催

特に新規採用時には身体的拘束等の適正化の研修を**必ず**行うこと。

※研修内容は記録に残すこと。



④外部評価

- ・各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価を受け、評価結果を踏まえて総括的な評価を行い常に提供するサービスの質を改善するために行うもの。

- ・外評価結果については、入居（申込）者及びその家族への提供に加え、事業所外部の者にも確認しやすい場所への掲示・市町村窓口・地域包括支援センター・インターネットなどの方法で開示すること

※評価の内容は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日老計発第1017001号）を参照

2. 各基準における留意基準について

9. 認知症対応型共同生活介護計画の策定

共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(基準第98条)

2. 各基準における留意基準について

10.介護等

介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(基準第99条)

事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において解決するものとされています。

このことから、事業所の従業者ではない、いわゆる付添者による介護や居宅医療管理指導以外の居宅サービスを入居者負担によって**利用させることができない**とされています。

(ただし、事業者負担により通所介護等のサービスを利用に供することは差支えないとされています。)



2. 各基準における留意基準について

11. 社会生活上の便宜の提供等

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(基準第100条)

「利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等」を代行する場合は、その都度、利用者又は家族の同意を得る必要があります。特に金銭に係るものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後は、その都度本人に確認を得ることが必要です。



2. 各基準における留意基準について

12. 緊急時等の対応

介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合
その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力
医療機関への連絡を行う等の措置を講じなければならない。

(基準第108条 (基準第80条準用))

※協力医療機関については以下の点に留意すること

- ①協力医療機関は、**事業の通常の実施地域内にある**ことが望ましいこと。
- ②緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。



2. 各基準における留意基準について

13. 管理者の責務

指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業員の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業員に第5章第4節の規定を順守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(基準第108条 (基準第28条準用))

2. 各基準における留意基準について

14. 管理者による管理

共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし当該共同生活住居の管理上支障がない場合はこの限りではない。

(基準第101条)

2. 各基準における留意基準について

15. 運営規定

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- | | |
|--------------------------------------|---------------------|
| 一 事業の目的及び運営の方針 | 五 入居に当たっての留意事項 |
| 二 従業者の職種、員数及び職務内容 | 六 非常災害対策 |
| 三 利用定員 | 七 虐待の防止のための措置に関する事項 |
| 四 指定認知症対応型共同生活介護の内容
及び利用料その他の費用の額 | 八 その他運営に関する重要事項 |

(基準第102条)

※留意点

①「指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額」について

通所介護等を利用する場合については、当該サービスを含めたサービスの内容を指すものであることに留意すること。

②「その他運営に関する重要事項」について

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。



2. 各基準における留意基準について

16. 勤務体制の確保

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(基準第103条)

- ・ 職員の勤務体制については、共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び真也の担当者等を明確にすることが求められます。
- ・ 夜間及び真也の時間帯を定める際は、それぞれの事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて設定し、サービスの提供に必要な介護従業者を確保する必要があります。



2. 各基準における留意基準について

17. 定員の順守

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。**ただし災害その他**やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(基準第104条)

2. 各基準における留意基準について

18.業務継続計画の策定等

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（基準第108条（基準第3条の30の2準用））

※留意点：業務継続計画に記載する内容

【感染症関係】

1.平時からの備え

体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、
備蓄品の確保等

2.初動対応

3.感染拡大防止体制の確立

保健所との連携、濃厚接触者への対応、
関係者との情報共有等

【災害関係】

1.平常時の対応

建物・設備の安全対策、必要品の備蓄等、
電気・水道などのライフラインが停止した場合の対策

2.緊急時の対応

業務継続計画発動基準、対応体制等

3.他施設及び地域との連携

研修やケアの演習はそれぞれ年2回以上は必ず行い、業務継続計画の具体的内容や緊急時の対応等の理解の励行を行うこと



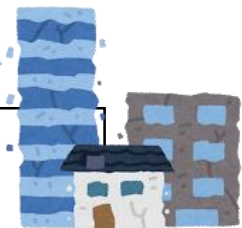
2. 各基準における留意基準について

※BCP計画における好事例 宮城県

①東日本大震災の際、72時間以内に全利用者の安全確保と基本的なケアの継続を実現することができました。この施設のBCPが機能した最大の理由は、「誰が」「何を」「いつまでに」行うかが明確にしてあったことです。例えば、「災害発生後30分以内に施設長または代理者が対策本部を設置する」「1時間以内に全職員が利用者の安否確認を完了し、チェックリストに記録する」といった具体的な時間軸と担当者が決められていました。



災害時の対応として、「誰が」「何を」「いつまでに」を明確にしており、各々が初動に入りやすい



②停電時の対応として「非常用電源を使用する医療機器リスト」を事前に作成し、優先順位をつけていたことも功を奏し、限られた電源容量の中で、人工呼吸器や吸引器など生命に直結する機器を優先的に稼働させることができました。さらに、職員の参集基準も「震度5強以上の地震発生時は、連絡がなくても自主参集する」と明文化されており、通信が途絶えた状況でも多くの職員が駆けつけてきました。



限られた物資をどう使うかを明確にし、物資・時間を無駄なく活用できるように明文化されている。



2. 各基準における留意基準について

19.非常災害対策

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(基準第108条(基準第82条の2準用))

- ・非常災害に関する具体的計画については、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画のことをいいます。消防法第8条の規定により、防火管理者を置くこととされている場合は、防火管理者が、防火管理者を置かなくてもよいとされている場合、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立業務を行わせる必要があります。
- ・訓練については、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制づくりに努めることが必要です。



2. 各基準における留意基準について

20.衛生管理等

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね**6月に1回以上開催**するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための**指針を整備**すること。
 - 三 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(基準第108条(基準第33条準用))

当該基準は、必要最低限の衛生管理等について、規定されていますが、サービスを提供する上では、以下の点にも留意することが必要です。

- ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等として、保健所の助言・指導を求め、常に密接な関係を保つこと。
- ・インフルエンザ対策・腸管出血性大腸菌感染症・レジオネラ症等は、その発生・まん延を防止するための措置については別途通知が発出されているため、これに基づき適切な措置を講じること。
- ・空調設備等により事務所内の適温の確保に努めること。



2. 各基準における留意基準について

20.補足（衛生管理等）



基準第33条第2項では、「感染症の予防及びまん延防止」について下記のとおり講じるべき措置が規定されています。

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置すること。

- ・感染対策委員会には、感染対策の知識を有する者を含み、幅広い職種により構成されることが望ましいとされています。
- ・構成メンバーの責任や役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を設置することが必要です。
- ・開催時期についても、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ開催します。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針

下記のように平常時と発生時の対応を規定する必要があります。

平常時の対策・・事業所内の衛生管理を徹底（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

発生時の対応・・発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等の関係各所と連携・報告

事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制の整備と明記

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

研修について・・感染対策の知識の普及・啓発を行うとともに事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行

訓練について・・事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行

※研修・訓練はともに**年2回以上**行い、特に研修に関しては新規採用時に別の研修を行い研修内容を記録すること。

2. 各基準における留意基準について

21. 協力医療機関等

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等の為、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(基準第105条)

- ・ 協力医療機関（協力歯科医療機関）は共同生活住居の近くが望ましい
- ・ 休日夜間・入院等に備え、協力医療機関と必要事項を取り決め、円滑な協力を得られるようにしておくこと



2. 各基準における留意基準について

21. 協力医療機関等

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する**第二種協定指定医療機関**との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

(基準第105条)

・基準第105条第3項について、年1回の届出以外でも、協力医療機関の名称や内容に変更があった場合、速やかに変更の届け出を行うこと。
※第二種協定指定医療機関とは、2類感染症（ポリオ・結核・ジフテリア・SARS・MERS・鳥インフルエンザ）の患者に対応する医療機関のこと。



2. 各基準における留意基準について

22. 掲示

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、**運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項**を掲示しなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、原則として、**重要事項をウェブサイトに掲載**しなければならない。

(基準第108条 (基準第3条の32準用))

※留意点

- ・事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者又はその家族に対して見やすい場所のこと
- ・介護従事者の勤務の体制とは、職種ごと、常勤・非常勤ごとの人数を掲示する趣旨であり、介護従事者の氏名まで掲示するものではない。



CHECK

2. 各基準における留意基準について

23.秘密保持

指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ**文書により**得ておかなければならない。

(基準第108条(基準第3条の33準用))

※留意点

- ・従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用時に取り決めておくことが必要で、違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととされています。
- ・サービス担当者会議等において、課題分析情報を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を介護支援専門員や他の担当者と共有することが想定されるため、あらかじめ文書により同意を得る必要があります。



24.広告

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(基準第108条(基準第3条の34準用))

2. 各基準における留意基準について

25. 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(基準第106条)

26. 苦情処理

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、**苦情を受け付けるための窓口を設置する**等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該**苦情の内容等を記録**しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(基準第108条(基準第3条の36準用))

2. 各基準における留意基準について

26. 苦情処理

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176号第1項第三号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない

(基準第108条 (基準第3条の36準用))

苦情における相談窓口、苦情処理の体制、手順等の概要を明らかにし、利用申込者・家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容にも併せて記載し、事業所・ウェブサイトに掲示すること。(記録文書は**2年間保存**すること。)



2. 各基準における留意基準について

27. 地域との連携等

指定認知症対応型共同生活事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動の状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(基準第108条(基準第34条準用))

※留意点

運営推進会議はテレビ電話装置等を活用して行っても差し支えないが、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、当該機器の活用について、同意を得ること。なお、活用にあつては、「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること



2. 各基準における留意基準について

28.事故発生時の対応

指定認知症対応型共同生活事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(基準第108条(基準第3条の38準用))

- ・事故が発生した場合、発生日から**5日以内**に「**事故報告書**」を提出すること。
- ・事故発生時には事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、またその記録は**2年間保存**すること。
- ・事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
- ・事故発生時には原因解明と再発防止の対策を講じること



2. 各基準における留意基準について

29.虐待の防止

指定認知症対応型共同生活事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基準第108条(基準第3条の38の2準用))

虐待に関する措置は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう以下の観点を重視してください。

- ① **虐待の未然防止**・・従業者として責務・対応を正しく理解すること
- ② **虐待等の早期発見**・・相談体制・通報窓口の周知や届出等の対応をとること
- ③ **虐待等への迅速かつ適切な対応**・・発生した場合、速やかに市町村に通報するとともに虐待の調査協力に努めること



2. 各基準における留意基準について

29.補足（虐待の防止）



1.虐待の防止のための対策をする委員会（虐待防止検討委員会）

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会

構成員・・・管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、事務所外の虐待防止の専門家を委員として活用することが望ましい
〈委員会での検討事項〉

- ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦前号の再発の防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること



2.虐待の防止のための指針

【指針に盛り込むべき項目】

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 | ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 |
| ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 | ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 |
| ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 | ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項 |
| ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 | ⑧その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |

2. 各基準における留意基準について

29.補足（虐待の防止）



3.虐待の防止のための従業者に対する研修

- ・研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであること。
- ・事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。
- ・事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、**年2回以上**の研修を行い、特に新規採用時は必ず実施すること。
- ・研修の実施内容についても記録すること。

4.虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

1～3に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を設置すること。（虐待防止検討委員会の責任者と同一人物が望ましい。）

2. 各基準における留意基準について

30. 会計の区分

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(基準第108条 (基準第3条の39準用))



具体的な会計処理方法は以下の参考資料を参照

- ※1 介護保険の給付対象事業における会計の区分について (平成13年3月28日 老振発第18号)
- ※2 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取り扱いについて (平成24年3月29日 老高発0329第1号)
- ※3 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取り扱いについて (平成12年3月10日 老計第8号)

なお、報告については、施設所在地を管轄する都道府県知事に対して会計年度終了後、3月以内に「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」を使用して報告すること。

2. 各基準における留意基準について

31. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならない。

(基準第108条(基準第86条の2準用))

※留意点

委員会の構成員・・生産性向上の取組を促進する観点から管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい。

なお、外部の専門家を活用することも差し支えない。

開催頻度・・定期的を開催することを前提に、開催が形骸化することがないように留意し、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めること。

※他の事業運営に関する会議を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

※委員会の開催に当たっては、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考にして取り組みを行うことが望ましい。

※なお、当該基準は令和9年4月1日より**義務化**される。



2. 各基準における留意基準について

32.記録の整備

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- 一 認知症対応型共同生活介護計画
- 二 第95条第2項の規定による提供した具体的なサービス内容等の記録
- 三 第97条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第108条において準用する第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 第108条において準用する第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 第108条において準用する第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 七 第108条において準用する第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(基準第107条)

基準上では保存期間は2年とされているが、「飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」により、下記のものはサービスの提供に係る保険給付支払いの日から5年間と定められているため、留意すること。

- ・ 認知症対応型共同生活介護計画
- ・ 提供した具体的なサービスの内容等の記録



3 運営指導時によくある指摘事項

	主な指摘事項	参考基準
1	介護従業者の員数について、人員基準を満たしているか否かの根拠となる勤務形態一覧表の記録と出勤簿の記録の整合性がとれていない。	基準第90条 第1項 (従業者の員数)
2	入居の年月日並びに入居している共同生活住居の名称、退去に際しては退去年月日を入居者の被保険者証に記載していない。	基準第95条 第1項 (提供の記録)
3	提供した具体的なサービス等の内容の記録が確認できない。 (例：居宅療養管理指導で訪問した医療機関等の情報や訪問者から受けた助言内容等)	基準第95条 第2項 (提供の記録)
4	計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する一連の業務等を行っていることが記録上、確認できない。	基準第98条 第1項 (計画の作成)
5	計画作成担当者が、認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたり、利用者の生活環境に応じた趣味又は嗜好等についてアセスメントをしておらず、当該趣味又は嗜好に応じた活動の提供が行えていることが確認できない。	基準第98条 第2項 (計画の作成)
6	認知症対応型共同生活介護計画書の内容が利用者毎の具体的なものではなく、画一的な計画書となっている。計画書に医療系サービス等を位置付ける場合において、担当者会議に医師又は薬剤師等の参加が見られない。また、主治医の指示や助言をもらっていることを確認できない。	基準第98条 第3項 (計画の作成)
7	認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたり、その内容について利用者または家族に説明し、利用者に同意を得て、当該計画を利用者に交付している記録が確認できない。	基準第98条 第5項 (計画の作成)

3.運営指導時によくある指摘事項

	主な指摘事項	基準
8	認知症対応型共同生活介護の実施状況の把握（モニタリング）の実施記録の内容が不十分となっている。	基準第98条 第6項 （計画の作成）
9	利用者の食事その他の家事等を利用者と介護従業者が共同で行っていることが記録上、確認できない。	基準第99条 第3項 （介護等）
10	利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていることが確認できない。	基準第100条 第3項 （便宜の提供等）
11	重要事項説明書に記載している内容と実際のサービス提供内容が異なる。 （入浴の回数：入浴が隔日と記載されているが、実際は週2回の入浴となっている。）	基準第3条の7 第1項準用 （内容及び手続の 説明及び同意）
12	事故報告が提出されていない。	基準第3条の38第1 項準用 （事故発生時の対 応）
13	運営推進会議に関する記録を公表していない。	基準第34条 第2項準用 （地域との連携）
14	【医療連携体制加算】 当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護師又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により24時間連絡できる体制を確保していること及びその連携の記録が確認できない。	算定基準解釈通知 第2の6(12)
15	【科学的介護推進体制加算】入所者毎に基本的な情報を厚生労働省に提出していない。また、厚生労働省からのフィードバック情報を活用して必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画書を見直し、認知症対応型共同生活介護を提供していない。	算定基準解釈通知 第2の6(16)